

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025 年 3 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2025 年 2 月中旬～2025 年 3 月中旬）

- 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法
- 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

- 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025 年 2 月中旬～2025 年 3 月中旬）

◆ 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法¹

中国国家インターネット情報弁公室 2025 年 2 月 14 日公布、2025 年 5 月 1 日施行

1. はじめに

個人情報保護コンプライアンス監査は、中国国内で個人情報を取り扱うすべての企業が履行すべきコンプライアンス義務である。この義務は『個人情報保護法』第 54 条、第 64 条および『ネットワークデータ安全管理条例』第 27 条にも明記されている。2025 年 2 月 14 日、中国国家インターネット情報弁公室は「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」（以下「**本弁法**」という。）及びその別紙「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」（以下「**監査ガイドライン**」という。）を公布し、2025 年 5 月 1 日より施行されることとなっている。

本弁法は全 21 条から構成され、主な内容はコンプライアンス監査の適用対象、監査主体の義務、専門機構の管理、法的責任の 4 つの柱で構成されている。特に、個人情報取扱者を情報処理規模に応じて分類し、コンプライアンス監査活動を「自主実施」と「情報保護部門の要請に基づく実施」の 2 種類に分け、それぞれ詳細な規定を設けている。

また、付随する「監査ガイドライン」では 26 項目の審査ポイントを中核とし、企業が試行錯誤するコストを削減できるよう配慮されている。本稿では「監査弁法」および「監査ガイドライン」の主な内容を整理して紹介する。

2. 監査弁法

本弁法は、コンプライアンス監査活動の実施、監査機関の選定、監査頻度、個人情報取扱者及び専門機構の監査における義務等について詳細な規定を設け、個人情報取扱者が個人情報保護コンプライアンス監査を実施するための体系的かつ実践的な規範を提供することを目的としている。本弁法の主要内容は以下の五つの部分に分けて概括することができる。

（1）立法目的および適用範囲²

本弁法は『個人情報保護法』及び『ネットワークデータ安全管理条例』を上位法として制定され、個人情報処理活動の合法性を審査・評価する監督活動を明確に定義している。適用範囲は中国国内で実施される全ての個人情報監査に及ぶが、政府機関や公共事務を担う組織については適用除外とされている。

（2）監査実施体制³

ア 自主監査の義務化

処理者規模に応じた頻度：

- ・ 1000 万人超の個人情報取扱者：2 年に 1 回以上の義務的監査
- ・ 100 万人超の処理者：個人情報保護責任者の指名必須

実施主体：内部部門または外部監査専門機構

¹ 「个人信息保护合规审计管理办法」

² 本弁法第 1 条、第 2 条、第 9 条

³ 本弁法第 3 条、第 4 条、第 12 条

イ 大規模プラットフォームの特別義務

ユーザー数が膨大かつ業務が複雑な個人情報取扱者は、**外部委員主体の独立監査機構**を設置（第12条第2項）。

個人情報取扱者には、その規模に応じた監査義務が課せられている。特に注目すべきは、1000万人以上の個人情報を処理する大規模事業者に対して2年に1回以上の定期監査を義務付けた点である。監査は内部部門で実施可能だが、専門機構への委託も認められている。さらに、ユーザー数が膨大で業務が複雑なプラットフォーム事業者には、外部委員を主体とした独立監査機構の設置が求められる。これらの規定は、企業規模に応じた段階的な監査体制の構築を促す内容となっている。

また、本弁法では、1000万人以下の個人情報を取り扱う個人情報取扱者に対して監査頻度の明確な要求は設けていないものの、定期コンプライアンス監査の実施義務が免除されるわけではない。監査頻度の決定権限が各事業者に委ねられている一方で、自主的な定期コンプライアンス監査の実施は依然として必要である。

(3) 当局要請監査の要件⁴

ア 要請条件

以下のリスクの発生時、国家インターネット情報弁公室及びその他の個人情報保護職責を履行する部門（以下「**保護部門**」という。）は個人情報取扱者に対し、専門機構による外部監査を要請することが可能：

- 個人権益への重大な影響
- 安全措置に関する重大な欠如
- 100万人超の情報漏洩（敏感情報は10万人超）

イ 実施プロセス

- ① 国家インターネット情報弁公室およびその他の保護部門の要求に基づき外部監査専門機構を選定し、所定期間内に監査を完了させる。事情が複雑な場合は、保護部門の承認を得て適宜期間を延長することが可能。
- ② 監査にかかる費用は個人情報取扱者が負担し、協力義務を負う。
- ③ 監査報告は外部監査専門機構の責任者と監査責任者が**署名・捺印**の上、保護部門へ提出する。
- ④ 保護部門の要求に従い、監査で発覚した問題に対し是正措置を講じる。
- ⑤ 是正完了後、**15営業日以内**に保護部門へ是正状況報告書を提出する。

ウ 要請監査への制限

同一のセキュリティ侵害事件または個人情報侵害リスクについて、個人情報取扱者に対してコンプライアンス監査を重複して要請することは禁止されている。

本弁法はリスクベースの原則に基づき、個人の権益を著しく侵害する、セキュリティ対策に重大な欠陥がある、または集団的な権益侵害を引き起こす可能性のある個人情報取扱い活動を、受動的に外部コンプライアンス監査を実施すべき状況として規定している。さらに、個人情報セキュリティ事件に関する状況について、「監査方法」は具体的な個人情報の数を明確にして、国家イ

⁴ 本弁法第5条、第8条～第11条

インターネット情報部門およびその「保護部門」は、関係企業に対し外部監査専門機構による監査を要求できることを明確に規定している。

「保護部門」という概念は『個人情報保護法』第64条にも記載され、国家インターネット情報弁公室を含む複数の部門を指す。同条は個人情報に関する権益侵害の発生リスクが高い、またはセキュリティ事件が発生した個人情報取扱者に対して、面談を実施したり監査を要求したりする権限を付与している。保護部門にコンプライアンス監査を要請された後、外部監査専門機構が作成した監査報告書および是正措置完了後の改善状況報告書を保護部門へ提出する必要がある。これは個人情報取扱者に対し是正の迅速化を通じたリスクの早期解消を促すとともに、是正後の即時の情報開示を求めるものである。

本弁法の是正完了後15営業日以内に改善状況報告書を提出する規定は、企業に是正作業の最優先対応を促し、大規模情報漏洩時の被害拡大防止を徹底させ、リスクの早期解消を促すとともに、市場全体で監督機能が働く透明性の高い仕組みを構築している。

(4) 外部監査専門機構の要件⁵

ア 能力基準

- 適切な人材・設備・資金を保有
- 認証取得が推奨（『認証認可条例』準拠）

イ 独立性ルール

同一機関およびその関連機関、同一監査責任者は同一審査対象に対して3回連続での監査を禁止

ウ 守秘義務

- 監査業務の再委託を禁止
- 監査で取得した情報の漏洩や不正使用を禁止
- 監査終了後は速やかに関連情報を削除すること

監査プロセスでは大量の機密データが取り扱われるため、企業は外部監査専門機構が確立された情報セキュリティ管理体制と厳格な機密保持制度を備えていることを確認する必要がある。監査前・監査中・監査後の全段階において、データが厳重に管理され、安全に処理されること、そして適時に削除されることを保証し、情報漏洩や二次的な漏洩を防止しなければならない。

外部監査専門機構のローテーション制度を設けることで、長期的で固定的な監査関係に起因する癒着を回避し、長期にわたる協力関係で形成され得る潜在的な利益関係を断ち切り、関連機関も制限対象に含めることで、グループ内の異なる機関を使い分けることによる規制回避を防ぎ、監査の客観性を維持することを目的としている。

(5) 監督・罰則⁶

ア 保護部門による監督検査の実施

- コンプライアンス監査の実施状況を監督・検査する権利を有する。

⁵ 本弁法第7条、第13条～第15条

⁶ 本弁法第16条～第18条

- ・ コンプライアンス監査における違法行為について、苦情・告発を受理する。

イ 罰則

個人情報取扱者および監査専門機構が本弁法に違反した場合、『個人情報保護法』、『ネットワークデータ安全管理条例』等の法令に基づき処分する。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する。

保護部門は、個人情報取扱者による個人情報保護コンプライアンス監査の実施状況に対し、監督検査を実施する。いかなる組織または個人も、個人情報保護コンプライアンス監査における違法行為について、保護部門に苦情申立てまたは告発を行う権利を有する。苦情・告発を受けた部門は、法令に基づき速やかに処理するとともに、その結果を申立人または告発者に通知しなければならない。これにより、個人情報取扱者のコンプライアンス意識向上とリスク予防が図られる。

3. 監査ガイドライン

本ガイドラインは、個人情報保護に関連する法律・行政法規の重要ポイントを体系的に整理し、コンプライアンス監査の観点から具体化した内容となっている。これにより、個人情報取扱者は自社の個人情報処理活動が法律・行政法規の要求を遵守しているかどうかを効果的に審査・評価することが可能となる。

個人情報取扱者が自主的に、または個人情報保護監督部門の指示に基づき専門機関に委託してコンプライアンス監査を実施する場合、本ガイドラインを参照することが求められる。

審査対象	審査ポイント
合法性の根拠	・同意取得の有効性（自発的・明確な同意か） ・変更時の再同意取得の有効性 ・個別同意・書面同意の法的適合性 ・同意不要の場合の法的根拠
情報処理ルール	・取扱者情報の正確な告知 ・収集情報の明確な列挙（リスト形式等） ・最小限の権益影響の原則遵守 ・保存期間の明示（最短時間の設定） ・個人権利行使方法の明示
告知義務	・事前の明確な告知（言語・形式の適切性） ・オンライン/オフライン告知の適法性 ・ルール変更時の速やかな通知 ・告知不要の場合の法的根拠
共同処理	・各者の権利と義務を契約書に明記 ・個人情報の保護措置 ・情報漏洩時の対応手順
委託処理	・事前の影響評価 ・委託契約の適切性（目的・義務等） ・定期的な受託者監督の実施
個人情報取扱者の合併・再生・分立・解散・破産宣告等に伴う個人情報移転	・移転先の名称・連絡先を本人に通知
他の個人情報取扱者に情報を提供する場合	・個別同意の取得 ・事前に個人情報保護影響評価の実施 ・提供先情報の告知（名称・連絡先・取扱目的・方法・個人情報の種類）

審査対象	審査ポイント
	(法律・行政法規で守秘または告知不要とされる場合を除く)
自動化意思決定	・透明性・結果の公平性 ・事前影響評価の実施 ・自動化意思決定を拒否し、説明を求める便捷な方法の提供 ・情報推送・商業マーケティングを行う場合、個人特徴に依拠しないオプションまたは拒否方法の提供 ・消費者の嗜好・取引習慣などに基づく不合理な差別的取扱いの防止措置
個人の同意に基づく個人情報の公開	・個別同意の有効性 ・事前の影響評価
公共の場所に設置される画像収集デバイスの合法性	・公共安全目的の適合性 ・提示表示の設置 ・他用途使用時の個別同意
公開情報の取扱い	・公開目的外の商業利用の禁止 ・ネット暴力等への利用禁止 ・個人が明確に拒否した情報の取扱い禁止 ・個人権益に重大な影響がある場合の同意取得 ・取扱い規模・期間・目的の合理性
機敏情報の取扱い	・個別同意の取得（生体認証、宗教等） ・14歳未満の未成年者情報の保護者同意 ・目的・方法の合法性 ・事前の影響評価 ・必要性・影響の告知 ・書面同意の法的適合性
14歳未満の未成年者情報の取扱い	・専用規則の制定 ・未成年者および保護者への適切な告知（目的・方法・必要性、情報種類・保護措置など、法律法規で告知不要とされる場合を除く） ・非必要情報の取扱いについて同意強要の禁止
海外に個人情報を提供	・国家ネット情報部門の安全評価（重要情報インフラ事業者） ・当年1月1日以降、累計100万人以上の一般情報または1万人以上の機敏情報を境外提供する場合の安全評価（別段の規定がある場合を除く） ・当年1月1日以降、累計10万人以上100万人未満の一般情報または1万人未満の機敏情報を境外提供する場合の認証取得/標準契約締結・届出（別段の規定がある場合を除く） ・外国司法・執法機関に提供する場合の主管機関の批准 ・制限または禁止リスト掲載の組織・個人への提供禁止
削除権の保障	・目的達成・不能・不要となった時の対応 ・製品・サービス提供終了時の対応 ・保存期間満了時の対応 ・同意撤回時の対応 ・違法/契約違反時の対応 ・技術的困難時の最小限処理
権利行使の保障	・便捷的申請受理・処理機制の整備 ・迅速な対応・処理意見または結果の通知 ・拒否時の理由説明
個人要請に応じ取扱規則の説明	・説明要求を受け付ける便捷な方法・経路 ・分かりやすい説明
内部管理体制	・個人の要請に応じ取扱規則を説明する法的適合性 ・組織体制・人員配置・行動規範・管理責任の保護義務適切性 ・情報分類（種類・出所・機敏度・用途など）の実施 ・セキュリティインシデント対応機制の構築

審査対象	審査ポイント
	・影響評価・監査制度の確立 ・クレーム受理フローの整備 ・操作権限の設定 ・安全教育・訓練計画の実施 ・責任者および関係者の職務評価制度の確立 ・違法取扱責任制度の確立
技術的措置	・個人情報の機密性・完全性・可用性を確保するための技術的措置 ・追加情報なしで個人識別性を低減するための暗号化・非識別化などの措置 ・不正アクセス・濫用リスクを低減するための権限設定
教育訓練計画の制定・実施	・管理者・技術者・操作員・全従業員に対し、計画的な安全教育・訓練の実施および意識・技能の審査 ・内容・方法・対象・頻度の適切性
個人情報保護責任者の職務履行状況	・関連する職務経験・専門知識を有し、関連法規に精通 ・明確な職責と内部調整権限 ・重大事項に対する意思決定参加権限 ・制止・是正権限 ・情報の公開・届出
個人情報保護影響評価の実施状況	・重大な取扱い前の実施 ・取扱い目的・方法などの合法性・適正性・必要性の評価 ・個人権益への影響・安全リスクの評価 ・保護措置の合法性・有効性・リスク適応性の評価
セキュリティインシデント応急予案	・リスク予測・評価の適切性 ・基本方針・組織体制・技術保障・手順・措置などの有効性 ・関係者に訓練および定期的な演習の実施
セキュリティインシデントの応急対応状況	・影響範囲・危害を速やかに調査すること ・原因分析・拡大防止策を講じること ・関係者に速やかに通知する通報経路の確立 ・危害・リスク最小化措置
ユーザー数が膨大で業務類型が複雑な個人情報取扱者のプラットフォーム規則	・法令適合性 ・保護条項の有効性、プラットフォーム・提供者の権利義務を合理的に定義 ・実行状況の検証
ユーザー数が膨大で業務類型が複雑な個人情報取扱者の個人情報保護社会責任報告書	・個人情報保護組織体制・内部管理状況 ・保護能力構築状況 ・保護措置・成果 ・権利行使申請受理状況 ・独立監督機関の職務履行状況 ・重大インシデント処理状況 ・保護に関する科普活動・公益活動状況 ・その他法律・行政法規で定める事項

2025年5月1日より本弁法が施行されることに伴い、各企業はまず自社の業務特性に即して個人情報処理に関連する全プロセスを精査し、自主監査の作業手順や品質基準を定めた内部コンプライアンス監査管理制度を整備することが必要となる。

外部監査機関を活用する場合には、適切な選定基準と管理メカニズムを確立するとともに、定期的な監査機関の変更を実施することも重要である。特に留意すべきは、本法の監査ガイドラインが提示しているのはあくまで主要な審査ポイントに過ぎず、企業は『個人情報保護法』や『ネットワークデータ安全管理条例』など関連法規で定められた義務を包括的に履行する必要があるという点で

ある。加えて、各業界の特別な規制要求にも継続的に注視し、個人情報保護のための総合的なコンプライアンス体制を構築することが肝要である。

◆ 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）⁷

国家市場監督管理総局 2025 年 2 月 14 日公表、2025 年 3 月 15 日まで意見募集

1. はじめに

中国において、営業許可証の取消し、閉鎖命令または登記取消しを受けた企業は、原則として自主的に登記抹消手続きを履行する義務を負う。これは行政処分を受けた企業に課せられた法的義務である。しかし実務上、多くの企業が自主的な登記抹消手続きを行わず、企業名や統一社会信用コードなどの行政資源を占有したままとなるケースが少なくない。このような「休眠企業」の存在は、行政資源の浪費にとどまらず、市場取引秩序への悪影響を及ぼし、場合によっては違法行為の温床となる可能性も指摘されている。

『会社法』などの法令では強制抹消に関する規定が存在するものの、具体的な実施規範が欠如していたため、実際には多くの市場監督部門が強制抹消手続きを起動することに消極的であった。この状況は、強制抹消制度の機能発揮を阻害していた。

このような背景から、中国国家市場監督管理総局は 2024 年、『中華人民共和国会社法』第 241 条および関連規定に基づき、2025 年 2 月 14 日に「会社登録強制抹消登記制度の規定（意見募集稿）」（以下「**本意見募集稿**」という。）を公表し、2025 年 3 月 15 日までに意見募集手続きを完了した。本意見募集稿では強制抹消の具体的な手続きや基準を明確化し、行政機関による制度運用の実効性向上を図っている。特に、企業の自主的な抹消手続きを促すとともに、義務履行を怠った場合の確実な是正措置を規定することで、制度の実効性確保を目指している。

現時点ではあくまで意見募集稿の段階であり、最終版ではないものの、今後の実務上重要な法令となることが想定されることから、以下ではその概要について紹介する。

2. 要点

（1）適用対象

営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、または取消された日から 3 年を経過しても登記機関に登録抹消手続きを行わない会社。

（2）強制登録抹消のプロセス⁸

ア 公告

登記機関は、国家企業信用情報公示システムで強制抹消予定を公告する。

公告期間：60 日以上（一括公告も可）

公告内容：

- ・ 会社名、住所、代表者、統一社会信用コード
- ・ 強制抹消の理由、予定日
- ・ 異議の提出方法（オンラインまたは書面）

⁷ 「关于实施《中华人民共和国公司法》强制注销公司登记制度的规定（征求意见稿）」

⁸ 本意見募集稿第 3 条～第 12 条

イ 異議の提出

公告期間内に、関係部門、債権者その他の利害関係者が強制登録抹消（予定）に異議がある場合は、国家企業信用情報公示システムを利用するか、または書面で登記機関に提出することができる。

必要書類：

- ・ 関係部門：異議理由および関連資料
- ・ 債権者その他の利害関係者：
 - 身分証明・連絡先
 - 債権関係や利害関係を証明する資料
 - 異議理由および関連資料

ウ 異議が認められるケース

以下のいずれかに該当する場合、登記機関は強制抹消手続きを中止する。

- ・ 破産・再編・清算中
- ・ 訴訟、仲裁、調停、執行中
- ・ 立件調査中または行政強制措置を受けている
- ・ 株式凍結/質入れ・不動産/動産抵当
- ・ 国家・社会公共利益に重大な損害を与える可能性
- ・ その他法律・行政法規で定める事由

エ 強制抹消の決定と公告

異議なし/不成立の場合、10 営業日以内に強制登録抹消決定を行い、強制登録抹消決定書を作成。

強制登録抹消決定書の記載事項：

- ・ 企業名称、住所、法定代表人者
- ・ 統一社会信用番号
- ・ 強制登録抹消の法定事由、法的根拠、法的効果、救済手段
- ・ 決定機関、決定年月日

公告：決定書を公示システムで公開

オ 強制抹消後の状態変更

登記状態の変更：公示システムで「強制抹消」と表示

法的効果：

- ・ 会社の法人格は消滅するが、株主・清算義務者の責任は残る
- ・ 債権者は、株主や清算義務者に権利を直接主張可能
- ・ 会社名の再利用は「企業名称登記管理規定」に従う

カ 登記の復元

申請による復元：抹消決定公告後 1 年以内、必要書類と認められる理由は異議と同様

職権による復元：登記機関が、国家・社会利益に重大な損害があると判断した場合、自主的に回復可能

復元後の効果：

- ・ 公示システムで元の状態に戻す
- ・ 会社名が既に他社に使われている場合、統一社会信用コードのみ復元され、名称は変更が必要

本意見募集稿では特に注目すべきなのが、この制度が単なる強制措置にとどまらない点である。公告期間の設定や利害関係者による異議申立制度、登記復元の仕組みなど、適正手続きの保障と権利保護のバランスが考慮されている。特に、登記抹消後も元株主や清算義務者の責任が免除されないことや、一定条件下での登記復元が可能となっている点は、制度の公正性を担保する上で重要な要素といえる。

本意見募集稿に基づく制度の実施により、長期にわたって登記システムに滞留している企業の整理が進展し、市場資源の効率的な再配分が期待される。さらに、登記情報の透明性向上を通じて、市場取引の安全性向上にも寄与することが見込まれる。

執筆担当：張 璐

II. 中国法務の現場より

◆ 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流

従来の日本と中国におけるコンテンツビジネスは、日本のアニメ、ゲーム、映画、キャラクター等の IP を中国で展開することが主流であったが、近年は中国の国産 IP が急速に成長してきている。また、昨年末に、中国の日本へのビザ免除が再開したことや、第 2 回日中ハイレベル人的・文化交流対話でなされた合意により、2025 年は日本と中国のコンテンツを通じた人的文化交流の拡大が期待される。以下では、日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流として、①中国の国産 IP の発展と②日中のコンテンツを通じた人的文化交流の拡大への期待についてお話をしたい。

I. 中国の国産 IP の発展

2020 年 11 月 18 日に、中国の文化・旅行部が公表した「デジタル文化産業の高品質の発展推進に関する意見⁹」の中で、デジタル文化産業の発展の基礎となるコンテンツを強化するため、中国文化の特色を有するオリジナル IP を育成し、IP の開発と展開を強化し、アニメ・ゲーム、ネット文学、ネット音楽、ネット番組、ネット動画、デジタル芸術、クリエイティブデザイン等の産業形態で十分に運用していくコンテンツ戦略が掲げられた。

この意見から数年が経過し、中国の独自性のある国産 IP が数多く生まれてくるようになっている。まず、ドラマについては、2023 年頃から、中国では 1 話の長さが 1 分から 2 分の長さで構成される課金型のショートドラマが急速に広まり、プラットフォームの広告により、海外でも広がりを見せるようになった。筆者も日本に帰国して実家に帰省した際に、昔韓国ドラマにはまっていた母親が中国のショートドラマにはまっている姿を目にしている。次に、ゲームについては、中国のゲーム産業は、モバイルゲームを中心に展開されてきていたが、2024 年 8 月 20 日に、中国初の国産 AAA ゲーム（開発に多くの時間と資金を要するゲームをいう）であり、西遊記を題材としたアクション RPG ゲームソフト「黒神話：悟空」がリリースされ、世界中で大きなヒットを記録した。そして、アニメについては、2025 年の春節（旧正月）初日に公開された中国のアニメ映画「哪吒（ナタ）2・魔童鬧海」が驚異的な売り上げを記録し、中国のアニメ映画史上初の大ヒット作となっている。このアニメ映画も中国の古典である封神演義がモチーフになっており、中国の国産 IP は、中国文化の特色を有している点が特徴といえる。

また、国産 IP やキャラクター経済の発展に伴い、POP MART、MINISO やその傘下の TOPTOY のような中国のキャラクター商品の販売店の新規出店が海外で相次いでいる。2025 年の春節にイギリスとフランスを旅行した筆者は、POP MART や MINISO 等の中国の販売店で日本のキャラクター商品が多く販売されているのを目にした。日本のキャラクター IP の商品についても、今後は、中国の販売店や Redbook や TikTok 等のプラットフォームを通じて、販売を広げていくことが重要になっていくであろう。

このような国産 IP の発展の流れは、経済の発展段階からすると、自然なものともいえる。経済が発展し、物質的な需要が満たされるようになると、人々は精神的な需要（コンテンツや経験）を求めるようになり、コンテンツ産業が発展するようになる。日本でいえば、1990 年頃から、日本を代表するアニメ、漫画、コンシューマーゲームが数多く生まれ、韓国でいえば、2005 年頃から、韓国を代表する KPOP、韓国ドラマ、モバイルゲームが数多く生まれた。中国も経済発展により物

⁹ 中国語名：文化和旅游部关于推动数字文化产业高质量发展的意见
 文旅产业发〔2020〕78 号 (https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-11/27/content_5565316.htm)

資的な需要が満たされたことで、人々は精神的な需要（コンテンツや経験）を追い求めるようになり、中国はまさにいまコンテンツが創出されてくる時期を迎えていると感じている。

2. 日中のコンテンツを通じた人的文化交流の拡大への期待

2024年5月27日、韓国で開催された第9回日中韓サミットにおいて、2025年と2026年が、日中韓三か国の文化交流年として指定された¹⁰。2025年4月22日には、北京国際映画祭で、日中韓の共同製作映画のサロン、マッチング会が開催されるなど、文化交流が広がりを見せている。Redbook や TikTok のアカウントを開設したり、中国の芸能事務所に所属して、芸能活動を行う日本の芸能人も増えてきている。2021年に放映された中国映画である唐人街探偵 東京 MISSION では、妻夫木聡、長澤まさみ等の日本の俳優が出演した。2023年には、スラムダンクやすずめの戸締まりなどの日本映画が中国でも大きなヒットを記録した。2025年には、日本が舞台の日中合作連続ドラマ「私たちの東京ストーリー」が放送されている。現在の中国のコンテンツ産業におけるクリエイターたちは、日本のアニメやゲーム等の影響を受けた30代から40代の世代が中心となっている。ビザの緩和も追い風となり、2025年と2026年は日本と中国のコンテンツを通じた文化交流がさらに進んでいくことが期待される。

しかし、一方で、コンテンツを通じた文化交流の拡大には課題も多くある。例えば、中国のコンテンツ業界は、法的な紛争、特に著作権紛争が非常に多い。中国の2023年の著作権訴訟は251,687件（2023年の知的財産民事第一審事件の受理件数）となっており¹¹、特に、近時はデジタルコンテンツの紛争が増加している。他の業界に比べて、法務が未発達な部分があり、しっかり契約書を作成しないままプロジェクトを進めてしまって、製作遅延、支払、権利帰属等のトラブルに発展してしまうことも多い。このトラブルの多さ故に、中国のコンテンツ企業とビジネスを進めていく上では、知的財産権や契約の法的な処理は非常に重要であるといえる。

また、中国にはアニメ、ゲーム等のコンテンツ審査制度があり、外資の参入も厳しく制限されており、外国コンテンツには総量規制が設けられている。2021年4月2日から海外アニメのオンライン配信について、事前審査制度（先审后播）が導入され、省レベルの放送テレビ局によるコンテンツ審査等を通し許可証を取得しなければならなくなった。また、ゲームについては、外国産のゲームは、中国企業にライセンスする形でしか中国内で出版することができず、外国産のゲームを中国で出版するには、国家新聞出版署によるコンテンツ審査等を通し許可証を取得しなければならず、2018年以降は許可の件数もかなり減っている。その判断基準も明確ではなく、日中のクリエイターの創作活動の懸念要因となってしまっている。上記のとおり、中国のコンテンツ産業は、すでに高い文化創出力を有しており、外国コンテンツを規制する段階ではなく、クリエイターの国際的な創作活動を広げるためにも、規制緩和が期待される。

そのような中で、2024年12月25日に、日本と中国の外務大臣による「第2回日中ハイレベル人的文化交流対話¹²」が行われ、「映画などのコンテンツを通じた双方向の交流や著作権をはじめ文化施策に関する共通の課題解決を通じた両国の健全な友好関係の発展に向けて、交流を充実させること」、「中国における外国コンテンツ（アニメを含む放送コンテンツ、ゲーム等）に対する規制の透明化や、海賊版対策に関する相互協力の重要性を確認し、両国のクリエイターが安心して創作活動に従事できる環境整備を行っていくこと」が確認された。

¹⁰ 第9回日中韓サミット (https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/pageit_000001_00682.html)

¹¹ 2023年中国知的財産権保護状況 (https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/30/art_91_192134.html)

¹² 第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m/cn/pageit_000001_01408.html)

また、「映画関係者の相互訪問を含む日中映画共同製作協定に基づく協力を促進することで一致するとともに、日中映像作品共同製作覚書は、放送や配信されるアニメーション、ドラマ、ドキュメンタリー等の映像作品の共同製作を促進するものとして重要であるとの認識を確認し、早期署名に向けて努力することで一致」している。

2025 年と 2026 年は、ビザの緩和、上記の対話をきっかけに、日本と中国のコンテンツを通じた人的文化交流が拡大し、両国のクリエイターが安心して創作活動に従事できる環境整備が進み、両国のコンテンツ産業がより発展していく大きな転換点の年となることを期待したい。

執筆担当：三代川 英嗣

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2025 年 2 月号	- 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 - 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン	AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	- 中華人民共和国増値税法 - 水平型事業者集中審査ガイドライン - 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 - モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 - 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 - 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト - 中国「双十一」セールにおける3つの変化
2024 年 10 月号	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による<中華人民共和國民法典>の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
2024 年 8 月号	- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） - 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）	初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
2024 年 7 月号	独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈	登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
	会社法適用の時的効力に関する若干規定	競業避止義務と営業秘密保護について
<u>2024 年 6 月号</u>	- サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） - 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	日中における著作権保護期間の差異
<u>2024 年 5 月号</u>	- 中華人民共和國関税法 - ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	- 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 - 北京市の住宅購入規制の緩和措置
<u>2024 年 4 月号</u>	- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） - 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知	「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント - 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について - 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
<u>2024 年 3 月号</u>	- 国家秘密保護法（2024 年改正） - 消費者権益保護法实施条例	- AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 - 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）-4 不正出願対策 - データの越境流動の促進と規範規定について

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025 年 3 月 31 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール
※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による